

青森県報

第二千五百三十三号

平成十七年
九月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	健康福祉課	一
右 同	同	二
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業者及び居宅介護事業所の名称変更の届出	(保健衛生課)	三
クリーニング師試験の施行	(高福祉課)	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(食の安全・安心推進課)	四
地力増進対策指針の制定	(団体の経営改善課)	四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(民生生活課)	五
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(食の安全・安心推進課)	五
肥料登録の有効期間の更新	(農林整備課)	五
肥料登録の失効	(漁港整備課)	六
県営土地改良事業計画の決定	(整備住宅課)	六
特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧	(警察本部)	六
開発行為に関する工事の完了	(警備課)	六
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(警備課)	六

告 示

青森県告示第七百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護の種類	居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人常盤村社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤崎一丁目七〇の二	訪問介護	常盤村社協水・ヘルプサービス事業所	南津軽郡藤崎町大字常盤崎一丁目七〇の二	平成一七・六・三〇
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	"	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	"
社会福祉法人南郷村社会福祉協議会	八戸市南郷区庄内一五の二	"	南郷村社協指業所	八戸市南郷区庄内一五の二	一七・五・三
社会福祉法人常盤村社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤崎一丁目七〇の二	訪問介護	常盤村社協指業所	南津軽郡藤崎町大字常盤崎一丁目七〇の二	一七・六・三〇
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	"	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	"
社会福祉法人南郷村社会福祉協議会	八戸市南郷区庄内一五の二	"	南郷村社協指業所	八戸市南郷区庄内一五の二	一七・五・三
社会福祉法人常盤村社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤崎一丁目七〇の二	訪問介護	常盤村社協指業所	南津軽郡藤崎町大字常盤崎一丁目七〇の二	一七・六・三〇
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	"	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	"
社会福祉法人南郷村社会福祉協議会	八戸市南郷区庄内一五の二	"	南郷村社協指業所	八戸市南郷区庄内一五の二	一七・五・三
社会福祉法人常盤村社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤崎一丁目七〇の二	訪問介護	常盤村社協指業所	南津軽郡藤崎町大字常盤崎一丁目七〇の二	一七・六・三〇

社協協議会	富田七〇の一		ンター事業所	富田六七の一	
社会福祉法人南郷村社会福祉協議会	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	"	南郷村社協指定介護事業所	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	一七・五・三

青森県告示第七百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人常盤村社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	常盤村社協指定居宅介護支援事業所	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	平成一七・六・三〇
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	"
社会福祉法人南郷村社会福祉協議会	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	南郷村社協指定居宅介護支援事業所	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	一七・五・三

青森県告示第七百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人青森会こばし	青森市大字小橋字田川二六〇	認知症対応型共同生活介護	グループホームこばし	青森市大字小橋字田川二六〇	一七・九・一
医療法人正恵会	上北郡百石町上前田二一	短期生活介護	医療法人正恵会ショートステイいしだ	上北郡百石町上前田二一	"
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	"	藤崎町社協デザインサービスセンター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	一七・七・一
社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五	"	八戸市社協通所介護事業所	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	一七・六・一
社会福祉法人聖康会こばし	青森市大字小橋字田川二六〇	通所介護	デザインサービスセンター	青森市大字小橋字田川二六〇	一七・九・一
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	訪問入浴介護	藤崎町社協訪問入浴サービスセンター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	一七・七・一
社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五	訪問入浴介護	八戸市社協訪問入浴介護事業所	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	一七・六・一
医療法人すみれ会	上北郡東北町三四の一〇三	"	すみれ介護相談センター	上北郡東北町三四の一〇三	"
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	"	藤崎町社協ホームヘルプサービスセンター	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	一七・七・一
株式会社イリ	青森市大字安田近野三六	"	訪問介護事業所イリ工むつ営業所	むつ市大畑六丁目	一七・九・一
社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五	"	八戸市社協訪問介護事業所	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	一七・六・一
株式会社十五番タクシー	弘前市大字宮一丁目一	訪問介護	ケアサポート十五番	弘前市大字宮一丁目一	平成一七・八・一

社会福祉法人 三笠苑	南津軽郡平賀 町大字館田字 西和田一九五	〃	グループホ ムサンプライ フ	平賀町大字館 田字西和田二 〇一の二	〃
医療法人恵仁 会	三戸郡田子町 大字田子字風 張一の八	〃	慈花苑・けや き荘	三戸郡田子町 大字田子字風 張二〇の二一	一七・八・八

青森県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 月 日 定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社虹ヶ丘ケア・ファミリー	青森市虹ヶ丘一丁目三の二二	虹ヶ丘ケア・ファミリー	青森市虹ヶ丘一丁目三の二二	平成 一七・九・一
社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目八の一五五	八戸市社協居宅介護支援事業所	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の二	一七・六・一
株式会社イリエ	青森市大字安田字近野三六六の六	居宅介護支援事業所イリエむつ営業所	むつ市大畑町筒万坂四の六	一七・九・一
社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇の一	藤崎町社協ケアプランセンター	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目三	一七・七・一

青森県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業者及び居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二

号の規定により告示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者		居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		変 更 日
	名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
変更前	有限会社イリエ	青森市大字安田字近野三六六の六	福祉用具貸与	有限会社イリエ	青森市大字安田字近野三六六の六	平成 一七・七・一
変更後	株式会社イリエ			株式会社イリエ		

青森県告示第七百五十二号

平成十七年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第五条第一項の規定により告示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成十七年十一月十二日（土）
- 2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間

平成十七年十月三日（月）から同月十七日（月）まで。ただし、郵送による場合は同月十七日（月）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目一の

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地方健康福祉こどもセンター保健部（保健所）又は青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第七百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	居宅サービス事業所名称	所在地	指定期間
	主たる事務所の所在地又は住所					
有限会社三楽会	弘前市大字浜の 一町西二丁目四の		通所介護	おおわに中央デイサービスセンター 庄	南津軽郡大鰐町 大字大鰐字湯野 川原九二の八八	平成 一七・九・二三

青森県告示第七百五十四号

地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第六条第一項の規定により、東北野田頭地力増進地域に係る地力増進対策指針を次のとおり定めしたので、同条第四項の規定により公表する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 土壌の性質

本地区は、標高四十メートルから六十メートルの洪積台地上に位置し、平坦地あるいは緩傾斜地上に農地が分布している。表層の土性は壤質の厚層腐植質黒ボク土と表層腐植質黒ボク土が分布している。土壌の保肥力は全般に中庸であるが、吸着力が弱い。また、りん酸の塩基が溶脱しやすく、土壌が酸性化しやすい。

固定力が大きく、作物がりん酸を吸収利用しにくい土壌である。塩基の状態は、石灰と苦土が不足し、加里がやや多く、可給態りん酸は少ない状態にある。また、表層の仮比重は小さく、軽しうなため、膨軟であるが、乾燥しやすい。

二 土壌の性質の改善目標（だいこん、にんじん）

- (一) 作土の厚さは、三十センチメートル以上とする。
- (二) ペーハーは、野菜類については六・ から六・五までの範囲とする。
- (三) 塩基の状態は、塩基飽和度を七十パーセントから八十パーセントまで、石灰飽和度を四十五パーセントから六十パーセントまで、苦土飽和度を十パーセントから二十五パーセントまでの範囲とする。また、石灰と苦土の当量比は六以上、苦土と加里の当量比は二以上とする。

- (四) 交換性加里含量は、乾土百グラム当たり二十ミリグラム以下とする。
 - (五) 可給態りん酸含量は、乾土百グラム当たり三十ミリグラム以上とする。
- 三 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項及び耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

- (一) 深耕により作土の厚さを確保する。
 - (二) 石灰質資材及びりん酸質資材は、土壌ペーハー及び塩基状態に応じて選択し、施用する。
 - (三) 堆きゆう肥等の有機物の施用に努める。
 - (四) 加里の集積しているところでは、土壌養分に応じてそれらの養分を施用しないか若しくは施用量を減らす。
- 四 その他地力の増進を図るための必要な事項
- (一) 定期的に土壌診断を実施し、土壌の養分に応じた適正な施肥管理を行う。
 - (二) 効率的な輪作により、連作障害の防止に努める。

青森県告示第七百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五条の二第四項の規定により公示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優	野牛区域	主として底建 網漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九四の七 三國 廣志		

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十七年九月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しやらく
- 三 代表者の氏名
清水 信敏
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市湊高台二丁目一三の一七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、介護サービスに関する事業、職業能力開発事業、まちづくり・産業創出を目指す地域振興事業、子どもの健全育成事業等を行うこと

よって、地域住民が真の豊かさを感じ、自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十七年九月十四日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三三三九号	肥料の 種類 加工家畜 糞 肥料	肥料の 名称 発酵鶏糞	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 三・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名 又は名称及び住所 日本ホワイトフ ィム株式会社 上北郡横浜町字 尻一〇二の一〇〇
青森県第 三四五号	副産石灰 肥料	ラミカル	アルカリ分 五〇・〇	公定規格 のとおり	有限会社平内シ ェルサンド 東津軽郡平内町大 字清水川字権十郎 新田三九の一七

肥料登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第	肥料の 種類 加工家畜	肥料の 名称 加工鶏糞	保証成分量 (パーセント) 窒素全量	その他の 規格 公定規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所 株式会社商栄
--------------	-------------------	-------------------	--------------------------	--------------------	-------------------------------

三〇四号	りんふん肥料	肥料A	りん酸全量 二・五 加里全量 一・五	のとおり	弘前市大字町田二丁目六の一
青森県第三〇五号	加工家きりんふん肥料	加工鶏糞肥料B	窒素全量 二・五 りん酸全量 二・五 加里全量 一・五	公定規格のとおり	株式会社商栄 弘前市大字町田二丁目六の一

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、三沢地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）（計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年九月二十七日から同年十月二十五日まで

三 縦覧の場所

三沢市役所

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類

小泊地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び中泊町役場産業課小泊分室

三 縦覧期間

平成十七年九月二十六日から同年十月十六日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、中泊町役場産業課小泊分室にあつては、その執務時間内とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	十和田市東十三番町二〇の二〇五、二二の三及び二二の二六から二二の二八まで、東十三番町二二の三（国有財産）
開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	十和田市東二十三番町一六の一〇〇 有限会社コンノハウジング

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
A P R形警察移動通信システム移動無線機 一七二台
A P R形警察移動通信システムオートバイ無線機 三九台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年九月八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
三菱電気株式会社東北支社
宮城県仙台市上杉一丁目一七の七
- 六 契約金額
八千二百九万三千五百十五円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十七年七月二十二日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------